

## 博物館概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと)

1. 博物館の館長・学芸員に関して規定した博物館法第4条について、( )内に適切な用語を入れなさい。(各3点)

(④～⑦については順不同。同じ番号のところには同じ語句が入る。)

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、( ① )を掌理し、所属職員を( ② )して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、( ③ )として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の( ④ )、( ⑤ )、( ⑥ )及び( ⑦ )その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、( ⑧ )その他の職員を置くことができる。
- 6 ( ⑧ )は、学芸員の職務を助ける。

2. 以下の文は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成23年12月20日文科科学省告示第165号)の第4条である。下の文章の( )内に□の中から最も適切な語句を選んで、下記の文章を完成させなさい。(各2点)

(同じ番号のところには同じ語句が入る。)

博物館は、( ① )に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び( ② )を行うよう努めるものとする。

2. 博物館は、前項の点検及び( ② )のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館( ③ )の活用その他の方法により、学校教育又は( ④ )教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の( ⑤ )、( ⑥ )その他の者による( ② )を行うよう努めるものとする。

3. 博物館は、前二項の点検及び( ② )の結果に基づき、当該博物館の運営の( ⑦ )

を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 博物館は、第一項及び第二項の点検及び（ ② ）の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に（ ⑧ ）するよう努めるものとする。

利用者	ボランティア	外国人	青少年	高齢者	地域住民	委員会	協議会			
理事会	大学	社会	国際	事業	調査	評価	収支	人事	経営	ニーズ
基本的運営方針	相当施設	継続	公表	改善	利用					

3. 大英博物館またはルーブル美術館が誕生した背景およびその経緯について、以下の3つの用語を用いて200字以内で説明しなさい。なお、解答用紙に選択した館を○印で示すこと。（20点）

【 近代市民社会    公共    コレクション 】

4. 伊藤寿朗（1947-1991）が博物館の設置理念の変遷をもとに分類をおこなった第1世代から第3世代の博物館について、200字以内で説明しなさい（20点）

5. フランスのジョルジュ・アンリ・リヴェールが提唱したエコミュージアムについて、以下の2つの用語を用いて200字以内で説明しなさい。（20点）

【 コア    サテライト 】